

令和4年7月29日

各局長、子供政策連携室長、
住宅政策本部長、中央卸売市場長、
各地方公営企業管理者、教育長、
各行政委員会事務局長、
警視総監、消防総監

殿

東京都副知事

武 市 敬

黒 沼 靖

潮 田 勉

宮 坂 学

(公印省略)

令和5年度予算の見積りについて（依命通達）

我が国の景気は、感染症対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、持ち直しの動きが続くことが期待されるものの、ウクライナ情勢の長期化や円安の進行等によるエネルギーや原材料価格の上昇、世界的な金融資本市場の変動や感染症の動向による経済の下振れリスクなど、今後の景気動向には、引き続き注視が必要である。

また、都の歳入の根幹をなす都税収入は、法人関係税収の占める割合が高く、元来、景気動向に左右されやすい不安定な構造にある。令和3年度は、企業収益の持ち直し等により、都税収入は増収となったものの、今後の景気動向の不透明性を踏まえると、現時点では、都の財政環境の先行きを見通すことは困難な状況にある。

こうした中、時代はますますその変化のスピードを早めており、エネルギー、国防、食料、経済など、どの分野をとっても戦後最大の試練を迎えているといっても過言ではない。歴史の転換点に立つ今こそ、世界の知恵、都庁全体の知恵を結集し、バックキャストで「真に為すべきこと」に正面から向き合い、従来の発想を打ち破る大胆な施策を積極的に展開することで、明るい「未来の東京」を実現していかなければならない。

とりわけ、エネルギーの安定確保は重要な課題であり、目下の電力ひっ迫への対応

に加え、電力を「減らす、創る、蓄める」の3つの観点、H T Tの視点から政策を磨き上げ、社会を脱炭素型へとシフトさせ、2030年の温室効果ガスを2000年比で50%削減する「カーボンハーフ」の実現を着実に進めていかななくてはならない。

また、近年激甚化する豪雨災害や首都直下地震等の新たな被害想定で顕在化した課題なども踏まえ、強靱で持続可能な都市の形成に向け、ハード・ソフト両面から、積極的に施策展開を図っていくことが重要である。

さらには、これまで培った経験を武器に、新型コロナウイルス感染症への万全の対策を講じることにより、世界経済の潮流であるグリーントランスフォーメーション・デジタルトランスフォーメーション等を生み出すスタートアップの育成、自然や産業など地域の特性を活かした魅力ある都市づくり、大会のレガシーを発展させた東京の魅力発信など、世界をリードする都市へと進化させるための施策の推進も不可欠である。

同時に、原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰等に苦しむ都民生活を守る取組に加え、成長を生み出す社会の実現に向けた人への投資の強化、地域・社会とのつながりやバリアフリーの取組を一層強化するなど多様性と包摂性にあふれた社会の実現、子供の目線に立った徹底的な施策の捉え直しによる子供政策の充実・加速など、すべての人が輝く東京の実現に向けた取組を強力に進めていかなければならない。

こうした施策を力強く展開し、都政のクオリティ・オブ・サービスを飛躍的に高めていくためにも、「シン・トセイ」の理念を職員一人ひとりが共有するとともに、各局が緊密に連携して知恵を絞り、デジタル技術の活用や、グローバルな視点、外部の専門的な視点なども活用し、課題の根源まで踏み込んだ構造改革の取組を更に加速化させ、徹底的に進めることが重要である。

特に、契約手続の前倒しや年度単位に縛られない予算執行などにより、事業展開のスピードアップを図り、政策の効果を素早く都民に届けるとともに、「伝える広報」から「伝わる広報」へと都の発信の在り方を見直すなど、都民目線に立ったサービスデザインを徹底しなければならない。

さらには、時代の変化のスピードがますます速まる中において、これまで取り組んできた政策の課題や成果、事業の妥当性や有効性を改めて検証し、今後注力すべき新たな課題等も踏まえ、必要な見直し・再構築を行うなど、施策の新陳代謝を一層高め

ていくことがとりわけ重要である。

このため、予算編成過程において、一体的に実施している政策評価・事業評価の取組について、事業の迅速化やデジタル化の加速といった視点を強化するとともに、事業ユニットの目標達成に対する分析を一層深化させるなど、より成果重視の視点から、実効性・効率性の高い施策構築に向けた取組を推進していく。同時に、将来にわたり財政面での持続可能性を確保する観点から、各局における見積りの段階においても、見直すべき事業を確実に見直し、無駄を無くすための取組を継続していく。

その上で、都債や基金といったこれまでに培ってきた財政の対応力を、将来負担を見据えながら適切に活用し、山積する都政の諸課題の解決に取り組んでいく。

令和5年度予算は、明るい「未来の東京」の実現に向け、将来にわたって「成長」と「成熟」が両立した光り輝く都市へと確実に進化し続ける予算として、

第一に、持続可能な未来へと歩みを進めるため、都政の諸課題の解決に取り組むとともに、長期的な視点に立ち、従来の発想を打ち破る大胆な施策を積極的に展開すること

第二に、都政の構造改革を爆速で進めることにより、一層活発で機動的な組織へと進化するとともに、無駄を無くす取組を徹底し、活力ある都政を可能とする強靱な財政基盤を堅持することを基本として編成することとする。

令和5年度予算の見積りに当たり、各局は、この方針の下、下記により予算見積書を作成し、別に定める期日までに提出されたい。

この旨、命によって通達する。

記

- 1 令和5年度予算は、持続可能な未来へと歩みを進めるため、都政の諸課題の解決に取り組むとともに、長期的な視点に立ち、従来の発想を打ち破る大胆な施策を積極的に展開すると同時に、都政の構造改革を爆速で進めることにより、一層活発で機動的な組織へと進化するとともに、無駄を無くす取組を徹底し、活力ある都政を可能とする強靱な財政基盤を堅持するため、以下に掲げる方針に基づき、経費の見積りを行うこと。

- (1) 都の行う全ての施策及びその実施体制について、事後検証を一層強化し、制度や事務事業の根本に立ち返り、必要性や有益性等を厳しく吟味するとともに、抜本的な対策が必要な課題に対しては直ちに対応を図るなど、必要な見直し・再構築を確実に行うこと。

また、経費の見積りに当たっては、最少のコストで最大のサービスを目指し、民間の発想に基づく様々な手法を取り入れるなど、今まで以上に創意工夫を凝らし、引き続きコストの縮減を図るとともに、質の確保やサービスの向上の観点も踏まえつつ、補正予算で計上した事業も含めて過去の決算や執行状況について徹底した分析・検証を行い、事業の評価や実績を踏まえた見積りとする。

評価の取組については、政策評価と事業評価の一体的な実施により効率性・実効性の高い施策を構築するなど、これまで進めてきた取組を不断に実施することはもとより、事業ユニットの選定やデジタル関係評価に第三者の意見を取り入れ、評価の内容を充実するなど、その取組の更なる強化を図ること。

- (2) 「『未来の東京』の実現に向けた重点政策方針 2022」において示された「未来の東京」戦略の政策のバージョンアップについては、「『未来の東京』戦略の政策のバージョンアップについて（依頼）」（令和4年7月29日付4政計第142号）に基づき、事業案を作成し、必要な経費を要求すること。

なお、事業案のうち、新規事業に係る経費についてはシーリングの枠外とするが、要求に当たっては、これまでの取組の状況や新たな施策展開に対する事業の効率性・実効性等について、事業評価の取組を強化すること等により、十分に分析・検証を行うこと。

- (3) 「都政の構造改革」については、「シン・トセイ加速化方針 2022」（令和4年7月29日付4政計第62号、4総人調第46号、4財主財第92号、4デ戦改第58号）に基づき、デジタルガバメント・都庁の基盤構築に向け

て、更なる取組の加速化を図り、都政のクオリティ・オブ・サービスを飛躍的に高めるために必要となる経費を確実に見積もること。

改革に当たっては、スピード・オープン・デザイン思考・アジャイル・見える化の5つのキーワードを職員自らが実践し、柔軟でスピーディーな事業展開、イノベーションを生み出すスタートアップとの協働、ユーザー起点のサービスデザインの徹底など、従来の枠組みを超えて大胆に取り組んでいくこと。

- (4) 「チルドレンファースト」の視点による先進的・横断的な取組の推進については、「チルドレンファースト 子供政策の加速に向けた論点整理」に基づき、政策全般を子供の目線に立って徹底的に捉え直し、分野の垣根を超えた発想による新しい施策の構築に向けて、必要となる経費を要求すること。

- (5) 近年激甚化する豪雨災害や首都直下地震等による新たな被害想定で顕在化した課題などへの対応については、「地域防災計画」の見直し状況や『『都市強靱化プロジェクト（仮称）』の策定に向けた論点』に基づき、ハード・ソフト両面での施策の強化に向けて、必要となる経費を要求すること。

- (6) 大学研究者及び都民による事業提案制度に基づき構築する事業については、東京に集積されている知や都民の意見を都政の喫緊の課題解決や東京の未来の創出に資する事業構築に活かすという制度の趣旨に鑑み、都民による投票の結果を踏まえ、所要額を見積もること。

また、職員による事業提案制度に基づき構築する事業については、予算編成過程に職員の声を直接反映させることで、職員の経験や知識を活かした実効性の高い施策を立案していくという制度の趣旨を踏まえ、積極的に検討を図った上で、所要額を見積もること。

なお、これらの経費については、シーリングの枠外とするが、これまでに事業化した大学研究者による事業提案のうち、計画に基づく2年目の経費については、計画の執行状況等を踏まえた所要額を見積もること。

- (7) 経費については、別紙の基準に基づいて区分し、所要額を見積もること。

なお、特例的取扱いを別紙のとおり定めるので、各局において、事業見直しや歳入の確保などを積極的に行うこと。

ア 義務的経費については、過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模・単価等積算根拠を十分に精査した上、必要な所要額を算定し、これを見

積額とすること。

イ 自律的経費については、経常的・定型的な事業に対し、各局が分析・検証を通じた自主的・自律的な見直し・再構築を行い、各局の責任において規模・単価等積算根拠を十分精査した上で、原則として令和4年度予算額の範囲内で過去の決算等を踏まえて所要額を見積もること。

なお、事業実績が目標を大きく下回るものや、執行率が一定の水準に達していない事業など、更なる見直しが必要な事業については、原則として令和4年度予算額に対して総額で10パーセント減の範囲内で所要額を見積もること。ただし、これにより難しいときは、事前に財務局と協議の上、必要な経費を要求すること。

ウ 政策的経費については、事業の必要性などの検証をあらゆる角度から徹底して行うとともに、全体計画など後年度の負担はもとより、過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模・単価等積算根拠についても十分精査した上で、必要な経費を適切に見積もること。

なお、原則として令和4年度予算額の範囲内とするが、事業実績が目標を大きく下回るものや、執行率が一定の水準に達していない事業など、更なる見直しが必要な事業については、原則として令和4年度予算額に対して総額で10パーセント減の範囲内で所要額を見積もること。ただし、これらにより難しいときは、事前に財務局と協議の上、必要な経費を要求すること。

エ 指定事業については、別途財務局が指定することとし、過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模・単価等積算根拠を十分に精査し、事前に財務局と調整の上、必要な所要額を算定し、これを見積額とすること。

(8) 全ての事業について、期限を定めることを原則とするとともに、終期を迎える事業については、事業評価を通じた事後検証を徹底して行うことで、一層無駄を無くすとともに、事業の有効性・実効性の確保につなげていくこと。

加えて、事業展開のスピードアップを図り、政策の効果を素早く都民に届ける観点から、事業の開始時期を改めて検証すること。

(9) 新規事業及びレベルアップ事業については、事業の必要性などを厳しく見極めるとともに、施策のスクラップ・アンド・ビルドの観点から、既存事業の見直し・再構築を前提として、都政の重要課題への集中的な対応に

向けて、後年度の負担を明らかにした上で必要な経費を見積もること。

- 2 職員定数については、採用環境が厳しさを増す中、限られた人員で最大の効果を上げるため、業務におけるデジタル技術の活用を図るなど、業務執行方法の見直しを図るとともに、重要課題に重点的に人員を配置する観点から、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を図ること。

あわせて、組織の専門性や人員の流動性を高めるため、特定任期付職員や会計年度任用職員などの活用を進め、簡素で効率的な執行体制を構築すること。

- 3 東京都政策連携団体については、「都庁グループ」の一員として、新たな都政課題や都民ニーズに的確に対応していく責を有していることから、これまで以上に都との連携を強化するとともに、都の施策や団体を取り巻く環境の変化に応じて、団体の在り方や事業について不断の見直しを行うとともに、デジタルトランスフォーメーションをはじめとした経営改革の推進や厳しい社会経済状況を踏まえた歳出の精査など、適切な指導監督を行うこと。

特に、政策連携団体に対する財政支出については、新型コロナウイルス感染症の状況や社会情勢の変化を踏まえるなど事業評価の取組を強化し、都事業としての事業効果や効率性を高めるとともに、団体で実施する妥当性等についても検証の上、適切に評価を行うこと。

また、政策連携団体の経営の効率化、自立化の促進及び都と政策連携団体等との役割分担の観点から、補助及び委託の内容、方法などを改めて検証した上で、所要額を見積もること。

なお、事業協力団体に対する財政支出についても、事業評価の取組を通じた事後検証を踏まえ、内容や方法などを改めて検証した上で、所要額を見積もること。

- 4 各種補助金については、時代状況の変化を踏まえた必要性の検証、区市町村や民間との役割分担、費用対効果、補助率の更なる適正化などの観点から、個々の事業ごとに十分に精査・検証し、積極的に見直すこと。

特に、補助率が2分の1を超える事業については、制度創設時の趣旨に立ち返り、その必要性などを十分検証した上で要求すること。

また、都から区市町村への財政支援については、地方分権を推進する観点から、区市町村の自主性・自立性の更なる向上を図るという視点に立って、補助金の整理合理化、補助率の適正化、統合・重点化等の見直しを積極的に図ること。

- 5 庁舎など施設の新築、改築及び改修等については、「第三次主要施設 10 年維持更新計画」における今後の維持更新の考え方にに基づき、あらゆる施設について、事業の在り方を踏まえた整備の必要性を検証するとともに、手法やコストなどを改めて十分精査した上で、所要額を見積もること。

事業用地の先行取得に係る経費については、事業そのものの必要性などを十分検証した上で要求すること。

また、施設の管理運営等において、既存施設も含め、事業評価の取組を強化し、民間活力を適正かつ積極的に活用するなど、効率的な執行体制の実現に努めること。

- 6 情報システムについては、「東京都デジタルサービスの開発・運用に係る行動指針」における行動規範を踏まえた都政のクオリティ・オブ・サービスの向上や、デジタル技術を活用した業務の効率化の視点から、費用対効果を検証し、有効性に乏しいシステムは廃止を含め抜本的に見直すこととし、効率的なシステム運用を行うこと。

また、その経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、システム構築については、業務改善の視点に立ち、対象業務を精査した上で、後年度の負担を含めた費用対効果を明らかにすること。

- 7 国際会議への参加、海外他都市等の調査及び職員からの企画提案等による海外の調査研究の実施については、オンラインでの参加等も含めて積極的に推進すること。

特に、国際競争力強化プロジェクトについては、職員の国際感覚の醸成や海外の先進的な知見の獲得により、柔軟な発想による新たな施策展開につながることから、その成果を積極的に施策構築に反映すること。

- 8 「東京都職員「ライフ・ワーク・バランス」推進プラン～職員誰もが育児・介護等と仕事とを両立し活躍できる「都庁の働き方」を推進～」の趣旨を踏まえ、超過勤務の縮減に引き続き努める一方で、時間外勤務手当については、実績等を踏まえて適切に見積もること。

- 9 歳入の見積りに当たっては、財源の的確な把握はもとより、事業評価の取組を強化した上で、更なる収入確保を図ること。

- (1) 都税収入については、引き続き徴税努力を行い、徴収率の一層の向上を図ることにより、収入の確保に努めること。

- (2) 国庫支出金については、国の経済・財政一体改革や予算編成の動向を踏まえつつ、都にとって不合理な制度設計や運用等のないよう関係省庁に対し、強く求めるとともに、都の施策実施上、真に必要と認められるものに関しては、積極的な確保に努めること。
 - (3) 使用料及手数料については、受益者負担の適正化を図る観点から、原価計算に基づき見直しを行うこと。
 - (4) 財産収入については、未利用財産の活用などを積極的に進め、収入の確保に努めること。
 - (5) 貸付金に係る元利収入などの債権については、債権管理の一層の適正化を図ることにより、収入の確保に努めること。
 - (6) 集中的・重点的な財源投入により、積極的に施策展開を行う取組については、充当可能な基金の活用にも努めること。
- 10 予算の見積りに当たっては、法令等の遵守はもとより、より良い都政の実現というコンプライアンスの観点から、事業内容について、関係法令の制定趣旨や事業の目的に鑑み妥当であるか、都民が期待する都政の使命を果たすものとなっているか、想定される事業効果に対し適切な事業構築がなされているかなどを十分に検証すること。
- 11 公営企業管理者においては、所管事業の経営状況を的確に踏まえ、更なる企業努力の徹底により、事務事業や執行体制について不断の検証を徹底し、職員定数の一層の見直しを進めるなど、経費を十分に精査し、知事部局と同一の基調に立って、予算原案を作成されたい。

別 紙

区 分	経 費 の 内 容
義務的経費	予算額の算定に当たって、政策的判断の余地が少なく、基礎的計数の精査により経費が積算されるもの ① 給与関係費（時間外勤務手当等を除く。） ② 公債費及び過年度分利子補給経費 ③ 税連動経費及びこれに準ずる経費
自律的経費	予算額の算定に当たって、政策的判断の余地が少なく、各局がその責任において自律的に取り組むべき事務事業に要する経費 ① 管理事務費、施設運営事務費、維持管理費（情報システム経費を含む。ただし、システムの改善に要する経費は除く。）、法令運用事務経費その他経常的・定型的な経費 ② 投資的経費のうち、その内容が経常的・維持補修的なもの
政策的経費	事務事業の構築や予算額の算定に当たって、政策的判断を要する経費
指定事業	一定以上の規模を有し、その性質上シーリングになじまないと考えられる事業のうち、別途財務局が指定するもの

【特例的取扱い】

- ① 特定財源が事業費と同額又はこれを上回る事業については、シーリングの枠外とすることができる。
- ② 特定財源が確実に増となると見込まれることにより、一般財源が前年度と同額又はこれを下回る事業については、シーリングの枠外とすることができる。

- ③ 人員削減を伴う事業の見直しを行った場合には、人件費を含めた事業見直しによる効果分について、シーリングによる削減分として取り扱うことができる。